

令和7年度 上京区民まちづくり活動支援事業 「上京！MOW部門」募集案内

上京区役所では、上京区内で実施される区民やNPO、事業者等の方々の自発的、主体的なまちづくり活動に対して、経費の一部を補助するなどの支援を行う「上京区民まちづくり活動支援事業」を平成24年度から実施しています。

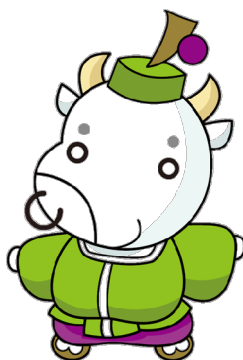
このたび、「上京！MOW部門」の事業を下記のとおり募集します。皆様の創意あふれる御提案をお待ちしています。

【募 集 期 間】

令和7年6月16日（月）～8月22日（金）【必着】

※ 御応募に際しては、**必ず事前に御相談ください。**

御相談は、申請受付期間中の平日（祝日を除く。）午前9時から午後5時まで、区総合庁舎2階②番窓口で受け付けています。あらかじめ、電話にて、相談日時を御予約ください。



上京区マスコットキャラクター

かみぎゅうくん

上京区役所 地域力推進室 企画連携担当

〒602-8511 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地

電 話 075-441-5029 FAX 075-432-0566

メール kamigyo@city.kyoto.lg.jp 窓 口 区総合庁舎2階②番窓口

令和7年度 上京区民まちづくり活動支援事業「上京！MOW部門」募集要項

1 目的・概要

上京区基本計画に掲げる将来像の実現に向け、実施される上京区民の自発的、主体的なまちづくり活動への支援（補助金の交付等）を行い、地域コミュニティの振興と区民参加によるパートナーシップのまちづくりを図ります。

2 対象団体

上京区内で活動する団体又はグループ（以下「団体等」といいます。）を対象団体とします。

※ 「申請日の属する年度において上京区民まちづくり活動支援事業補助金の交付決定団体等」及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体等」は、対象外です。

3 対象事業

（1）対象となる事業

「上京区基本計画2025」で掲げる将来像※の実現に向け、上京区民まちづくり会議「上京！MOW」でつながった団体等が主体となり、地域やまちづくり等における様々な課題の解決に資する事業で、同一事業への補助金の交付は1年度を限度とします。

※ 4つの将来像

- 将来像1 幸せを分かち合うまち
- 将来像2 安心安全に暮らせるまち
- 将来像3 にぎわいを創出し、豊かさを実感できるまち
- 将来像4 ひとりひとりが輝き、希望の持てるまち

ただし、次の事業は、対象外とします。

- ① 営利行為、宗教活動及び政治活動に関する事業
- ② 学術研究や施策・計画提案・提言を行うことを目的とした事業
- ③ 地域で既に恒例となっている事業（学区まつり、学区民体育祭など）
- ④ 公序良俗に反する事業
- ⑤ 法令に違反する事業
- ⑥ 事業の効果が特定の町内のみなど限られた範囲にしか及ばないと推定される事業

（2）対象事業期間

令和7年6月2日（月）（報道発表日）～令和8年3月31日（火）

4 補助金

(1) 補助金額及び補助限度額

補助金額は、次に掲げる額のいずれかの低い方の額を上限とします。

① 補助対象経費の合計額

※ 本補助金以外の収入がある場合は、補助対象となる経費から当該収入額を控除してください。

② 100,000円

(2) 補助対象となる経費

① 当該事業の実施に必要な経費で、令和7年6月2日から令和8年3月31日までに支出されるものを補助対象とします。

【例】・ 講師等への謝礼金

- ・ 事務用品等消耗品の購入費用
- ・ チラシ、資料等の印刷、制作、発送に要する費用
- ・ 講師、活動に従事するボランティア等の交通費
- ・ 会場設営等直接必要な役務にかかる費用
- ・ ボランティア保険等の保険料
- ・ 会場使用料及び機材等の賃貸借にかかる費用

② 飲食に係る費用や人件費、記念品費、備品費、団体等の運営に係る費用、固定資産の購入等に要する費用、その他適当でないと認める経費（領収書がなく支出の根拠が確認できない費用など）は対象外とします。

(3) 他の補助制度の補助金

国、地方公共団体、独立行政法人等が交付する補助金（助成金等）を併用することができます。

※ 交付決定を受けた場合や申請を予定している場合は、必ず収支予算書に記載してください。

5 申請手続

(1) 申請方法

令和6年6月16日（月）から8月22日（金）【必着】までに上京区役所地域力推進室企画連携担当へ、持参、郵送又はメールにて申請書類を提出してください。

なお、事業内容等について**必ず事前に御相談ください**。また、相談日時の御予約は、企画連携担当（電話441-5029）へ御連絡をお願いします。

(2) 申請書類

申請書は次のとおりです。既定の様式については、上京区役所（以下「区役所」といいます。）のホームページ (<https://www.city.kyoto.lg.jp/kamigyoy/>)

からダウンロードできます。

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 団体等の概要及び構成員名簿（第2号様式）
- ③ 団体等の活動状況のわかる資料（様式自由）

（3）その他申請に関する注意事項

- ・ 申請にかかる経費は、申請する団体等の負担とします。
- ・ 申請内容について、確認させていただく場合があります。
- ・ 提出された申請書類等一式は返却いたしません。
- ・ 提出された申請書類等は、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開される場合があります。

6 審査

（1）審査の方法

提出された申請書類等を用いて、審査委員会（学識者や公募委員等で構成）の委員により、次表に掲げる項目について総合的に審査を行います。

審査項目	審査の観点
公益性	上京区基本計画等の推進に資する事業であるか。
上京！MOWからの発展性	将来にわたって、活動の継続、発展等が見込めるか。
計画性	事業予定、実施手法、収支予算が適切であるか。
実効性	事業展開のためのネットワーク（組織力）が十分にあるか。
先駆性・新規性	活動内容が先進的、独創的で、他の取組の参考となり得るものか。
効果	事業目的に対し、補助に見合った効果が見込めるか。

特に、以下の効果が見込めると評価された場合は、加点します。

地域連携	他の団体や地域と広くつながり、事業の充実が見込めるか。
担い手育成	若者等、新たな担い手の育成につながるか。

（2）審査の結果

書類審査の結果を踏まえ、区役所において、予算の範囲内で事業の採択（減額等の条件が付く場合もあります。）又は不採択を決定し、文書により通知します。

7 採択された事業

支援対象事業として採択された場合、次のことに御留意ください。

(1) 補助金の概算払

補助金は、事業完了後に交付することが原則ですが、活動中の資金が不足する場合は、交付予定金額の2分の1までの範囲で、事前に交付することができます。この場合、事業完了後に補助金の精算をします。

(2) 広報等の支援

区役所業務に支障のない範囲で、上京区総合庁舎内でのチラシ等の配架、「市民しんぶん上京区版」や区内の情報を発信する総合情報サイト「上京ふれあいネット「カミング」」へ記事掲載等の支援を行うことができます。

また、作成されたチラシ等には「令和7年度上京区民まちづくり活動支援対象事業」と記載してください。

(3) 区民交流スペースの利用

事業の実施にあたり、上京区総合庁舎の区民交流スペースを利用する場合、使用日の属する月の3箇月前の1日（土・日・祝日の場合は、直後の開庁日）から申し込むことができます。

お申込みの際は、事前に上京区役所地域力推進室（企画担当）へ御相談ください。

なお、採択された事業の実施以外の目的については、利用できない場合があります。

(4) 事業内容等の変更・中止

申請書類の記載事項（事業内容、予算等）の変更や事業の取りやめには、区役所の事前承認が必要となりますので、早めにお知らせください。

変更内容によっては、再審査や補助予定額の減額等を行うことがあります。したがって、補助金なしで実施していただくこととなる場合や、事前に交付された補助金があれば返金をしていただく場合があります。

(5) 事業報告

事業の実施状況について、適宜情報提供いただくとともに、年度末までに事業を完了し、次の活動完了に関する報告書類を速やかに提出してください。

- ① 事業完了届（第7号様式）
- ② 収支決算書（第8号様式）
- ③ 領収書
- ④ 記録写真、パンフレット・チラシほか活動内容のわかる資料

(6) 補助金の交付

事業完了報告を受け、その内容を審査のうえ、補助予定額の範囲内で補助金額を決定し、補助金を交付します。

(7) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額分の減額

補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入額控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額した金額を補助金交付額とします。

(8) 補助金の取消し

虚偽申請や目的外使用など不正が発覚した場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付金を返還していただきます。

(9) 活動記録の保存及び情報公開

事業に関連する書類は、令和13年3月末日まで保存(5年間保存)し、団体の事務所等に備え置いてください。必要に応じて、区役所等から閲覧や提出等を求めることがあります。

(10) 区役所の広報活動等への協力

区役所が実施する支援対象事業に関する広報活動(上京ふれあいネット「カミング」等)への御協力(取材、写真の提供等)をお願いします。

また、次年度には支援事業の活動を報告する機会(報告ポスターの作成・展示等)を設定し、事業内容等を発表していただく予定です。

参考：支援対象事業のスケジュール(予定)

時期		内容	活動対象期間
令和7年	6月	支援対象事業の募集	
	6月		
	7月	支援対象事業の申請	
	8月		
	9月	審査の実施、支援対象事業の決定	
令和8年	3月末	報告書類の提出(※)	
		活動報告用データの提出	
	4月	区役所ホームページ等に紹介	

※ 報告書類は、原則として事業完了後、速やかに提出してください。